

令和3年度 南砺市教育センター要覧

1 名称 南砺市教育センター

2 所在地 〒939-1692
富山県南砺市荒木1550
電話 0763-23-2031
相談専用 0763-52-6315
IP電話 2940・2941・2942
FAX 0763-52-6350
E-mail nanto-ec@tym.ed.jp

3 沿革

- 昭和37. 1 福光町立理科教育センター設置
38. 4 福野町理科教育センター、平区域理科教育センター、利賀村理科教育センター設置
39. 4 井波町理科教育センター、城端町理科教育センター、井口村立理科教育センター設置
42～平成5 各センターの名称を理科教育センターから教育センターに変更
平成16. 11. 1 町村合併により7教育センターを廃止し、南砺市教育センターを井波小学校内に設置
南砺市教育センター条例を定める。
適応指導教室「いおう教室」が教育センターの所管となる。
平成17. 4. 1 南砺市教育センターを南砺市役所井波庁舎内に移転
ホームページ開設
平成18. 4. 1 南砺市適応指導教室設置要綱を定める。
平成20. 4. 1 スクールソーシャルワーカー事業を国庫補助で行う。
平成21. 4. 1 スクールソーシャルワーカー事業を南砺市単独の事業として行う。
平成26. 4. 1 特別支援コーディネーター事業を南砺市単独の事業として行う。
令和 2. 7. 1 南砺市役所庁舎統合にともない、南砺市教育センターを南砺市役所別館内に移転

4 運営方針

- (1) 南砺市学校教育発展のための研究・研修を行う。
- (2) 市内幼・保・小・中・義務教育学校の教育活動実践の充実に寄与する。

5 運営の重点

- (1) 年齢層に応じた教職員の指導力向上を目指した現職研修を推進する。また、県総合教育センターとの連携や砺波地区教育センター協議会との協業による研修を推進する。
- (2) 不登校及び学校不適応等の特別な支援を必要とする児童生徒の支援や教育相談の充実にを図る。
- (3) 学習指導の改善に資するための資料や情報提供などの援助活動を推進する。
- (4) 委員会が中心になり、教材・資料等の開発に努め、教育現場での活用に資する。

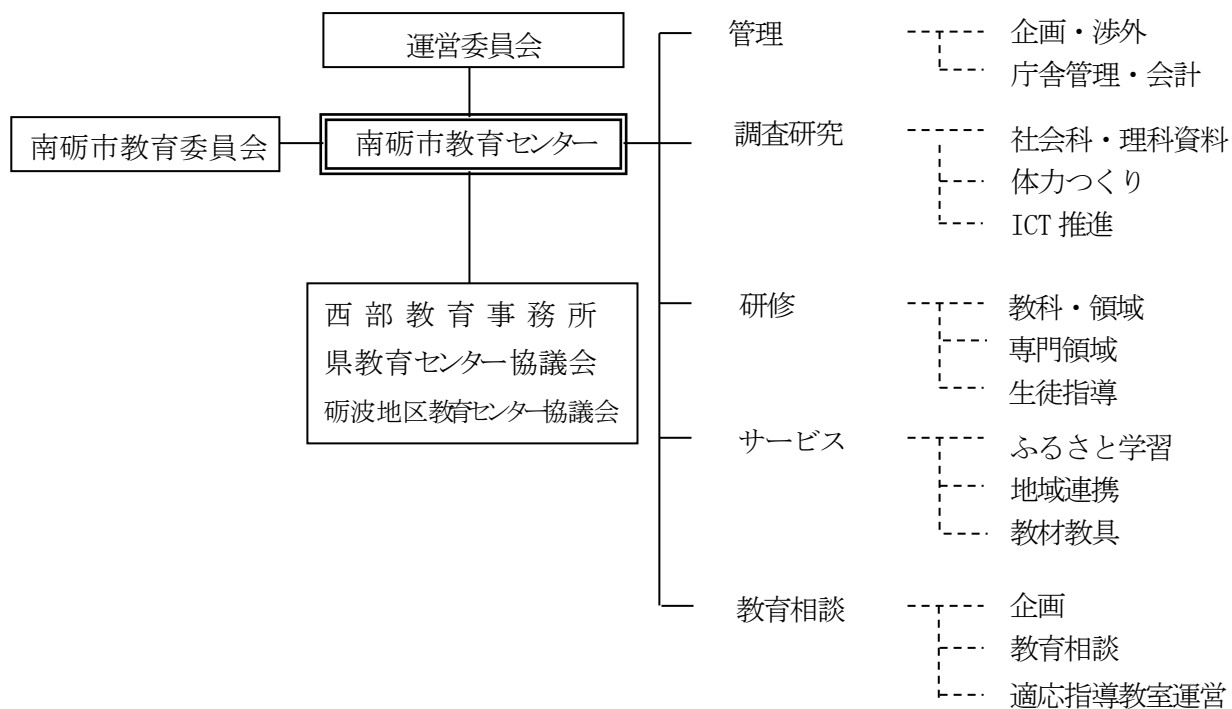
6 運営組織

- (1) 所員
- | | | |
|----------------|--------|-------|
| 所長 | 杉下悦子 | |
| 指導主事 | 藤森一彰 | |
| 助手 | 高田美由紀 | |
| 指導員 | 松村朝美 | 中山登 |
| | 大浦香代 | 山崎貴美江 |
| スクールソーシャルワーカー | 清玄寺真佐子 | 吉田美司子 |
| 特別支援教育コーディネーター | 清玄寺真佐子 | 酒井久美子 |

(2) 運営委員

松本 謙一 (教育長)	村上 紀道 (教育部長)
氏家 智伸 (教育総務課長)	吉尾 徹 (教育総務課 副参事)
川口 雅也 (教育総務課 主幹)	
前田 佳弘 (市小学校長会長)	新明 春生 (市中学校長会長)
曲師 政隆 (市小学校教育研究会会長)	齊藤 哲也 (市中学校教育研究会会長)
久田 潤 (市小学校教頭会長)	野村由佳里 (市中学校教頭会長)
杉下 悦子 (教育センター所長)	

(3) 運営組織図



(4) 委員会組織 (令和3年度)

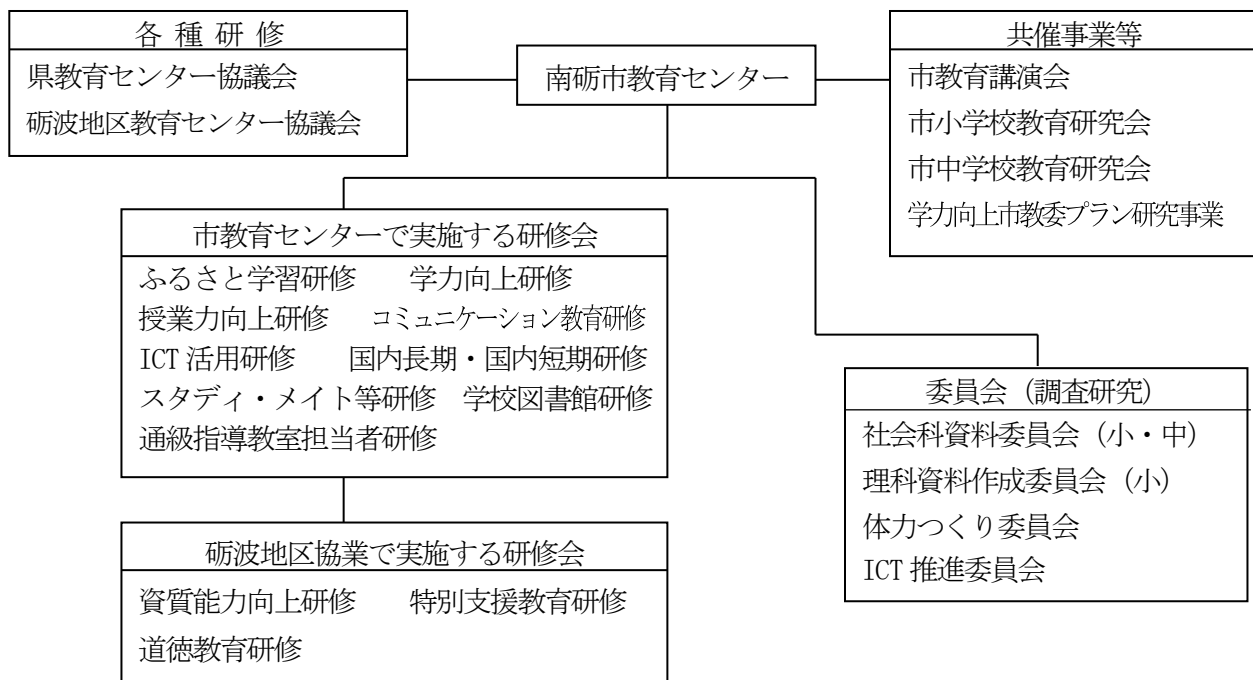
① 社会科資料委員会	委員長 天野 泰嘉 城端中 教頭	委員 4名
② 理科資料委員会	委員長 高川 芳昭 井波小 教頭	委員 4名
③ 体力づくり委員会	委員長 石田 雅人 平中 教頭	委員 8名
④ ICT推進委員会	委員長 山本 佳和 吉江中 教頭 副委員長 越村 晃吉 福野小 教諭	委員 14名

7 業務内容と分担

区分	業務内容	主務	副主務
総括	各係業務の総括 公印の看守	杉下	藤森
企画運営	学校教育講演会の計画・運営 教育委員会の公聴会との連絡・調整 所舎の管理・運営	杉下	藤森
事務	文書の收受、発送、保存 予算、経理、通信、運搬事務 備品管理 印刷、製本	高田	藤森

	調査研究事業	各委員会の運営 新体力テスト実施・考察、体力づくり対策推進 理科資料（小学校）の作成 社会科資料（小学校）の作成 ICTを活用した授業実践の推進	藤森	杉下
	研修事業	市教育センターで実施する研修の企画・運営 砺波地区協業で実施する研修の企画・運営 国内長期・国内短期研修 県外視察研修 スタディ・メイト、学校司書助手等の研修会	藤森	杉下 高田
サービス・援助事業	地域連携	南砺市地域連携事業の推進と援助	杉下	高田
	現地学習	バス借り上げ、見学場所への連絡・調整 スクールバス等の配車、調整	高田	藤森
	科学展	市科学展覧会の企画・運営 県科学展覧会への出品等	藤森	杉下 高田
	教材・教具	教材備品・研修用図書・視聴覚教材の選定、貸出 ヒメダカの斡旋 教材、教具、資料作成、斡旋	藤森	高田
	教育相談事業	教育相談の受付、関係機関との連携 教育相談のつどいの運営 適応指導教室の運営 教育相談訪問 スクールソーシャルワーカー事業	清玄寺 吉田 酒井 藤森	杉下 高田 適応指導 教室指導員
	広報	センターだより 研修だより ホームページ 行事予定	藤森	杉下 高田

8 研修組織



9 予算

教育センター管理費			教育センター運営費		
項 目		予算 (千円)	項 目		予算 (千円)
需用費	消耗品費	65	需用費	共済費	603
	食糧費	4		社会保険負担金	603
	印刷製本費	0		報酬	4,979
	修繕料	30		報償費	568
役務費	電話料	144	旅費	1,506	
	通信運搬費	8	需用費	消耗品費	314
使用料及び貸借料	8	食糧費		15	
小 計	259	印刷製本費		608	
		修繕費		500	
適応指導教室運営費	共済費	306	社会保険負担金	306	
	報酬	4,461	役務費	144	
	旅費	175	委託料	16,070	
	需用費	68	使用料及び貸借料	6,704	
	役務費	48	負担金補助及び交付金	1,349	
	委託料	62	小 計	33,360	
	使用料及び貸借料	83	/		
	備品購入費	0			
	小 計	5,203			
			合 計	38,822	

10 サービスエリア

※児童・生徒数の[]は山村留學生で内数

※学級数欄の()は特別支援学級、教職員数欄の()は欠員代の通年講師数で、いずれも外数

小学校	児童数	学級数	教職員数	中学校	生徒数	学級数	教職員数
井波小学校	303	12(2)	22	井波中学校	186	6(2)	19
利賀小学校	15[6]	3	6	利賀中学校	12[5]	2	7(1)
城端小学校	324	12(2)	22	城端中学校	206	6(2)	20
上平小学校	65	6(2)	12(1)	平 中学校	42	3	9(2)
福野小学校	634	19(4)	34	福野中学校	358	11(2)	25
福光中部小学校	307	12(3)	24(1)	福光中学校	184	6(2)	17(1)
福光南部小学校	85	6(1)	13	吉江中学校	175	6(2)	18
福光東部小学校	269	11(2)	22	/			
小 計	2,002[6]	81(16)	155(2)	小 計	1,163[5]	40(10)	115(4)

義務教育学校 (前期課程)	児童数	学級数		義務教育学校 (後期課程)	生徒数	学級数	教職員数
南砺つばき学舎 (前期課程)	57	6	/	南砺つばき学舎 (後期課程)	22	3	20 (前・後期合計)

合計	児童・生徒数：	3,244[11]人	学級数：	130(26)級	教職員数：	290(6)人
----	---------	------------	------	----------	-------	---------

1.1 事業概要

(1) 調査研究事業

No.	事業名	対象	回数	期 日	内 容
1	社会科資料	委員	2回	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校社会科資料「身近な地域の学習－歴史編－」改訂、印刷 3年分1,200冊 ・中学校「南砺市地区」改訂、印刷 3年分1,400部 ★委員5名（長1、委員4）
2	理科資料	委員	3回	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6学年理科資料「大地のつくり」改訂印刷 3年分1,310冊 ★委員5名（長1、委員4）
3	体力づくり	委員	1回	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・新体力テストの調査協力、体力づくり対策推進について、今後3年間の見通しをもつ ※体力調査報告書はセンターで行う ★委員9名（長1、委員小3中3義1、派遣スポーツ主事1）
4	(新)ICT推進	委員	4回	5月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業実践 ・ICT活用の成果と課題 ★委員16名（長1、副1、委員小・中・義14）

(2) 研修事業 (斜体:未定) (協):協業研修 (準):準協業研修

※	番号	事業名	対象	実施日時	内 容
301	1	南砺市教育講演会	市内小・中・義務教育学校教職員 【悉皆】	4月2日(金) 14:00～16:30	授業におけるICTの活用 講師：東京学芸大学 准教授 高橋 純 先生 会場：井波総合文化センター メモリアホール
303	2	通級指導教室担当者研修会	通級指導教室担当者、希望者	5月25日(火) 14:00～16:30	一人一人に応じた通級指導の在り方 講師：射水市教育委員会 学校教育課 指導主事 高島 佳江 先生 会場：南砺市役所 別館3階大ホール
301	3	学力向上研修会	市内小・中・義務教育学校教務主任又は研究主任、希望者	5月下旬 (31日で調整中) 13:30～16:30	授業の見方を鍛える 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：南砺市立吉江中学校
303	4	学校図書館研修会	市内学校司書助手 市内保・認教職員 市内図書館職員、希望者	6月8日(火) 14:30～16:40	図書館運営の在り方と情報交換 講師：南砺市中央図書館 副主幹 松井 環 先生 会場：南砺市立中央図書館
	5	スタディ・メイト等研修会	スタディ・メイト 適応指導員	6月中旬 14:00～15:30 ※小教研研修会の日実施	特別な支援を必要とする子供への対応 講師：南砺市教育委員会 スクールアドバイザー 野原 浩昭 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター

※	番号	事業名	対象	実施日時	内 容
303	6	ふるさと学習研修会	市内小・中・義務教育学校 教職員 R2・3 初任勤務者、希望者	7月26日(月) 13:30～16:30	歴史文化施設めぐり(井口地域) 講師：藤田 節子 先生 見学場所：いのくち椿館、赤祖父湖、円筒分水槽、井口城址等
白紙 研修	7	理科教育講座(自然観察)入門コース1日 【県総セと砺波市との連携事業 小矢部市・南砺市と共催】	地区小・中・義務教育学校 教職員	7月27日(火) 1日	理科教育講座(自然観察)入門コース 講師：県総合教育センター科学情報部 会場：砺波市内
303	8 (協)	資質能力向上研修会 【砺波地区教セ協業】 担当：小矢部市	地区保・認幼・小・中・義務教育学校 教職員	7月29日(木) 13:30～16:30	学校で苦戦する子供の見立てと支援 講師：富山大学大学院教職実践開発研究科 准教授 石津 憲一郎 先生 会場：小矢部市総合保健福祉センター
303	9 (準)	コミュニケーション教育研修会 【砺波市・小矢部市と共催】 担当：南砺市	地区小・中・義務教育学校 教職員	8月2日(月) 13:30～16:30	内容：ワークショップ 講師：劇作家・演出家 青年団主宰 平田 オリザ 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
301	10 (準)	学力向上研修会 【砺波市・南砺市と共催】 担当：小矢部市	地区小・中・義務教育学校 教職員	8月3日(火) 13:30～16:30	授業におけるICTの活用について 講師：信州大学 助教 佐藤 和紀 先生 会場：小矢部市総合保健福祉センター
303	11 (協)	特別支援教育研修会 【砺波地区教セ協業】 担当：砺波市	地区小・中・義務教育学校 教職員	8月6日(金) 14:00～16:30	通常級支援が必要な児童生徒に対して(仮) 講師：富山県立高岡支援学校 元校長 二上 和代 先生 会場：庄川生涯学習センター
301	12 (準)	実技指導法研修会(歌唱) 【小矢部市・南砺市と共催】 担当：砺波市	地区保・認幼・小・中・義務教育学校 教職員	8月23日(月) 14:00～16:30	正しい歌唱法とその生かし方(発表会・合唱コンクール等) 講師：富山県授業力向上アドバイザー 宮崎 新悟 先生 会場：砺波市立出町小学校
301	13 (協)	道徳教育研修会 【砺波地区教セ協業】 担当：南砺市	地区小・中・義務教育学校 教職員	8月25日(水) 13:30～16:30	道徳科の授業と評価の在り方(仮) 講師：畿央大学 教授 島 恒生 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
301	14	授業力向上研修会(ステップアップ研修)	市内 7～9年次 までの教員、 他希望教員	5～2月 (希望日から調整)	公開授業を実施し、事後研修会を行うことで授業力向上を目指す 講師：南砺市教育委員会 教育長 松本 謙一 先生 会場：市内小・中学校
301	15	ICT活用研修会	市内小・中・義務教育学校 教職員	10～11月 (調整中)	講師：富山大学 准教授 長谷川 春生 先生 会場：市内小学校1校、中学校1校

※	番号	事業名	対象	実施日時	内 容
301	16	学力向上プログラム研修会（拠点校研修） 【市教育委員会共催】	市内小・中・義務教育学校教職員	11月19日（金）	講師：富山国際大学 教授 松山 友之 先生 会場：南砺市立福光中部小学校
			市内小・中・義務教育学校教職員	調整中（未定）	講師：金沢学院大学 教授 多田 孝志 先生 会場：南砺市立吉江中学校
※	17	国内長期研修	推薦	3か月以内	福光中部小 斎藤 潤樹 教諭（内定） 福光中 田中 瑛子 教諭（内定）
※	18	国内短期研修	推薦	最高2泊3日まで	市内小・中・義務教育学校 15名

※左端の300番台の番号は、7～11年次研の選択研修番号【「令和3年度中堅教諭等資質向上研修の手引」P.20参照】「ステップアップ研修」「国内長期・短期研修」は、研修内容に応じて301～303のいずれかを報告書に明記する。

(3) サービス・援助事業

No.	項目	対象	期 日	内 容
1	南砺市地域連携教育事業	小・中・義務教育学校	随時	特別支援学級合同学習 教育センター調査研究事業
2	校外学習	小・中・義務教育学校	随時	バス借り上げ、見学場所への連絡・調整
3	科学展覧会	小・中・義務教育学校	準備9月10日（金） 展覧会11日（土）～ 12日（日） 搬出13日（月）朝	市科学展覧会の開催 会場：井波総合文化センター 県科学展覧会への出展
4	教材・備品貸出	小・中・義務教育学校 関係機関	随時	教材・図書の貸出、小学校外国語活動用資料、 ABCかるた絵本等の貸出 AED（自動体外式除細動器）の貸出
5	センターだより	小・中・義務教育学校 関係機関	随時	「教育センターだより」の発行（年3回） ホームページの更新（随時）
6	教材・教具斡旋・紹介	小・中・義務教育学校	随時	ヒメダカ（5月）、研修会資料等
7	教材支援事業	小・中・義務教育学校	随時	教材作成・援助（拡大印刷、教材づくり等）
8	月行事予定の作成	小・中・義務教育学校 関係機関	毎月	市内小中学校の行事予定のとりまとめ （各校で、共通フォルダに書き込む）
9	研修申込・調査等の集計	小・中・義務教育学校	随時	県教委、教育センター等の研修申込申請のとりまとめ 依頼調査等の集計
10	NYT（若手教師道場） ※6年次まで	保・こども園 小・中・義務教育学校	年4回	NYT運営委員への支援

(4) 教育相談事業

No.	項 目	期 日	内 容
1	教育相談	随時	<p>【相談・悩み相談】【関係機関との連携】</p> <p>南砺市教育センター（南砺市役所別館4階） 相談専用電話 0763-52-6315</p> <p>適応指導教室（南砺市福光青少年センター3階） 相談専用電話 0763-52-5593</p>
2	教育相談のつどい ＜子育て全般に関する相談＞	<p>【予定】</p> <p>① 5月 8日(土) ② 6月 5日(土) ③ 7月 10日(土) ④ 9月 25日(土) ⑤ 10月 30日(土) ⑥ 11月 27日(土) ⑦ 1月 29日(土) ⑧ 2月 19日(土)</p> <p>毎回10:00～15:00</p>	<p>【保護者向け子育て相談】</p> <p>助言者：公認心理師・臨床心理士 大浦 暢子 先生</p> <p>会 場：福野文化創造センター（①③⑤⑦） 福光福祉会館（②④⑥⑧）</p>
3	適応指導教室 「いおう教室」	随時	<p>【不登校児童生徒への支援・指導】</p> <p>場所：南砺市福光1137-2 南砺市福光青少年センター3階</p> <p>時間：月曜日から金曜日まで 9:00～15:00 長期休業中は、学校に準ずる。</p>
4	スクールソーシャルワーカー活用事業	随時	<p>【問題を抱える児童生徒への早期対応】</p> <p>① 小・中・義務教育学校支援 （ケース会議、担任支援、児童生徒観察等）</p> <p>② 家庭訪問 ③ 保護者を含む関係者会議 ④ 保護者面談 ⑤ 児童生徒支援・面談 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 電話相談（メールを含む）</p>
5	特別支援教育コーディネーター活用事業	随時	<p>【特別な支援を必要とする児童生徒への対応】</p> <p>① 小・中・義務教育学校支援 （ケース会議、担任支援、児童生徒観察等）</p> <p>② 保護者を含む関係者会議 ③ 保護者面談 ④ 児童生徒支援・面談 ⑤ 関係機関との連携 ⑥ 電話相談（メールを含む）</p>

施設案内図



○南砺市教育センター条例

平成16年11月1日
条例第88号

(設置)

第1条 市の教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南砺市教育センター
- (2) 位置 南砺市荒木1550番地

(事業)

第3条 南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)は、市教育の振興を図るため、次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教材及び資料の作成及び配布に関する事。
- (3) 学習指導の研究、指導及び援助に関する事。
- (4) 教育の理論及び実践に係る調査及び研究に関する事。
- (5) 教科書研究に関する事。
- (6) 生徒指導の充実強化に関する事。
- (7) 教育相談に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項。

(職員)

第4条 教育センターに所長及び必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附則（平成17年3月30日条例第13号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○南砺市教育センター条例施行規則

平成16年11月1日
教育委員会規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、南砺市教育センター条例(平成16年南砺市条例第88号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第2条 南砺市教育センター運営のため、運営委員会を置く。

2 運営委員は次に掲げる者のうちから南砺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 所管に属する学校職員
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) 教育研究団体に所属する者
- (4) 学識経験者

3 任期は、1年とする。

(会議)

第3条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は委員会を開催するときは、あらかじめ日時、議題等を、委員に通知する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

○南砺市適応指導教室設置要綱

平成 18 年 12 月 21 日
教育委員会告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、心理的要因等により、長期間学校に登校できない児童生徒(以下「不登校児童生徒」という。)に対し、状況に応じた適切な相談及び指導並びに援助を行い、在籍校への復帰を図るため、南砺市適応指導教室(以下「教室」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いおう教室
- (2) 位置 南砺市福光 1137-2(福光青少年センター内)

(所管)

第 3 条 教室の所管は、南砺市教育センター(以下「教育センター」という。)とし、教室の代表者は、南砺市教育センター所長(以下「所長」という。)とする。

(対象者)

第 4 条 教室に入級できる者は、南砺市立の小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒とする。

- 2 前項に規定するもののほか、南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める者も対象とする。

(指導員)

第 5 条 教室に適応指導員(以下「指導員」という。)を置く。

- 2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教員経験を有する者
- (2) 教育委員会が適当と認める者

- 3 指導員は、在籍校及び関係機関と連携して巡回訪問等を定期的に行い、教室の運営にあたる。

- 4 指導員は、所長が必要と認める会議に出席し、必要に応じて運営状況を報告するものとする。

(開設日及び時間)

第 6 条 教室の開設日及び時間は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、南砺市立学校管理規則(平成 16 年南砺市教育委員会規則第 10 号)第 3 条に規定する休業日は、開設しないものとする。

- (2) 開設時間は、午前 9 時から午後 3 時までとする。

(事業内容)

第 7 条 教室は、小・中・義務教育学校、小・中・義務教育学校のスクールカウンセラー、家庭訪問相談員、教育センター等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。
- (2) 在籍校への復帰並びに自立を図るための指導及び援助に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第 8 条 教育委員会は、前条の事業の具体的な実施運営に関する事項を協議するために、適応指導教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、所長、小中学校長会長、各小・中・義務教育学校生徒指導主事及びスクールカウンセラー、指導員、教育委員会教育総務課長、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成する。

(入級又は退級の申請)

第9条 教室への入級又は退級を希望する不登校児童生徒の保護者は、適応指導教室入級・退級申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を在籍校の学校長(以下「学校長」という。)に提出するものとする。

2 学校長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、適応指導教室入級・退級報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)に当該申請書を添えて所長に提出するものとする。

3 不登校児童生徒が複数年度にわたり入級する場合は、毎年度末に入級の申請を行うものとする。

(入級又は退級の決定)

第10条 所長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その審査の結果、入級又は退級が必要と認められるときは、適応指導教室入級・退級承認書(様式第3号)を学校長に通知し、及び適応指導教室入級・退級承認通知書(様式第4号)を学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。